所得税の額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額を控除した残額

所得税の額に所得税及び復興特別所得税の額の合計額に

所得税の額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

所得税

所得税の額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

所得税の額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

所得税の額を所得税及び復興特別所得税の額の合計額を

所得税の額）

一項

所得税の額所得税及び復興特別所得税の額の合計額

当該所得税これらの税

所得税の規定により所得税及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税

二項

所得税の額所得税及び復興特別所得税の額の合計額

所得税

三項

所得税の額から所得税及び復興特別所得税の額の合計額から

七項

所得税の規定により徴収された所得税及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収された

所得税の額を所得税及び復興特別所得税の額の合計額を

所得税の額）所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に改め、同表租税特別措置法施行令の項中

「

第五条の二の三第二項第九条の三の二第一項	第九条の三の二第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項
所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

」

を

「

第四条の二第十項の表第二百五十八条第四項の項	
受けた租税特別措置法	（租税特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
法第八条の四第三項第四号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号
所得税の額	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の二第十四項	
金額（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される	に係る復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
について同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される	金額（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とし、当該金額に係る復興特別所得税の額及び同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第八条第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第八条の四第三項第四号の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第三十三条第一項